

平成30年7月

平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による災害救助法の適用について

株式会社ホープ少額短期保険

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被害をうけられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。当社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下のとおり「災害救助法適用時の特別措置」を適用させていただきたく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

「災害救助法適用時の特別措置」により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に保険料のお支払いを、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：0120-565-040（24時間365日対応）

当社担当窓口：0120-800-192

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く）

| 災害救助法適用地域 | 法適用日 |
|--|-----------|
| 京都府 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、 船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町 兵庫県 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡 香美町 岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、 都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟 倉村、加賀郡吉備中央町 広島県 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中 市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田 町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市 | 平成30年7月5日 |

| | |
|---|------------------|
| <p>愛媛県 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、 北宇和郡鬼北町、八幡浜市</p> <p>福岡県 飯塚市、久留米市</p> | <p>平成30年7月5日</p> |
| <p>岐阜県 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、 山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝 町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、 加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>兵庫県 姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町</p> <p>岡山県 小田郡矢掛町</p> <p>山口県 岩国市</p> <p>鳥取県 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、 東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南 町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>島根県 江津市、邑智郡川本町</p> <p>高知県 安芸市、香南市、長岡郡本山町</p> | <p>平成30年7月6日</p> |
| <p>兵庫県 養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町</p> <p>高知県 宿毛市</p> | <p>平成30年7月7日</p> |
| <p>岐阜県 岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町</p> <p>高知県 土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町</p> | <p>平成30年7月8日</p> |

以上